② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　土木工事において、「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し、（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体。ただし、平成27・28年度工事競争参加資格における当該資格を開札時に有することを条件とする。なお、平成27・28年度工事競争参加資格の認定の際に算定された経営事項評価点は問わないものとする。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された共同企業体

⑷ 平成11年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）

① 単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

㋐ 同種工事（下記(a)を必要とする。）

(a) 外径９ｍ以上の密閉型シールドトンネル工事

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

㋐ 同種工事（下記(a)を必要とする。）

(a) 外径４ｍ以上の密閉型シールドトンネル工事

⑸ 次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工を含む。）している期間とする。

② 配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理）技術者のうち１名以上が、しゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

(a) 同種工事（下記(i)を必要とする。）

(i) 外径４ｍ以上の密閉型シールドトンネル工事

③ 現場代理人、主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④ 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺ 特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が該当工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。

② 各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

③ 各構成員の出資比率は、２者で構成される場合は30％以上、３者で構成される場合は20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

④ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

⑻ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼ １に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑾ 施工計画の内容が著しく不適当でない者及び評価項目に対し全項目において施工計画の提案があり、技術提案書が所定の提案数、枚数を超えていない者。なお、提出に必要な評価項目の詳細は、入札説明書によるものとする。

３ 施工技術競争型総合評価方式に関する事項

⑴ 施工技術競争型総合評価方式の仕組み

本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を求め、技術提案の技術評価点50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行うものであり、契約制限価格の範囲内での入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。

⑵ 技術提案及び入札書の提出　申請者は、申請書、確認資料等の提出資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画）及び技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を提出すること。入札書は封書により提出すること。

⑶ 技術提案に関する事項　技術提案は、次の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

評価項目㋐～㋓のうち、「１項目でも施工計画の提案がなかった場合」、「１項目でも不適格がある場合」、「技術提案書が所定の枚数を超えている場合」、「技術提案数が所定の提案数を超えている場合」は不適格とする。

また、評価項目㋐～㋓の提案に対する提案の有効性を、評価指標をもとに総合的に評価するものとする。

① 施工計画（施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不適格とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。）

㋐ 施工体制

㋑ 品質管理

㋒ 安全管理

㋓ 環境対策

⑷ 技術提案の評価項目及び評価基準　技術提案の評価項目及び評価基準は次のとおりとし、技術提案書の枚数は提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み、評価項目㋐～㋓ごとにＡ４片面２枚以内、全体でＡ４版片面８枚以内とし、規定枚数を超えた場合は評価指標の「不適格」と評価する。